

親子間で相談しておいた方がよい /

後編

前編は1月1日
付け掲載

認知症・高齢社会を家族で乗り切るポイント

家族がもめないためにも事前に専門家に相談を

【西野】簡単にコストを抑えるという点では、私も信託銀行でも、あらかじめ家族・子どもを手続代理人に指定することで、万が一、親が認知症になった場合でも手続代理人が医療費や介護費

【木下】生前、お元気なうちに生命保険で備えておくのも一つの方法ですね。本人のためというよりは家族に負担をかけるための保険です。お手頃な保険料で一生保障されるタイプのものもありません。一時金タイプのもの、年金タイプのものなど色々な保険があります。家族・子どもに迷惑をかけるためにも早め早めに対策をすることが重要です。早いと掛け金も安くなるので安心ですね。

【大隈】相続に関わるトラブルは年々増加しているみたいですね。親子間で元気にうちに相談しておいた方がよいことはありますね。

【西野】やはり、子ども世代が親の老後・相続で一番不安に思っていることは認知症で意思能力が低下した場合の対応のことです。意思能力が低下し、本人の意思が確認できない場合、本人名義の預金は引出ができません。

【中島】そうですね。最近では、終活で「エンディングノート」の作成が奨励されていますが、遺された家族・子どもが困らないためにもぜひ作っていただきたいですね。「エンディングノート」にある「訃報連絡先」に誰に連絡してほしい、「希望する葬儀・埋葬方法」に形見分け（誰にもらってほしい）、「財産目録」にどんな財産がある、「金融機関取引一覧」等を整理して記載してあると家族・子どもは助かると思います。「エンディングノート」は家族間で共有しておくことが重要です。現にお葬儀の時、この葬儀社に連絡していいのかわからないと悩む家族・子どもは多いようです。

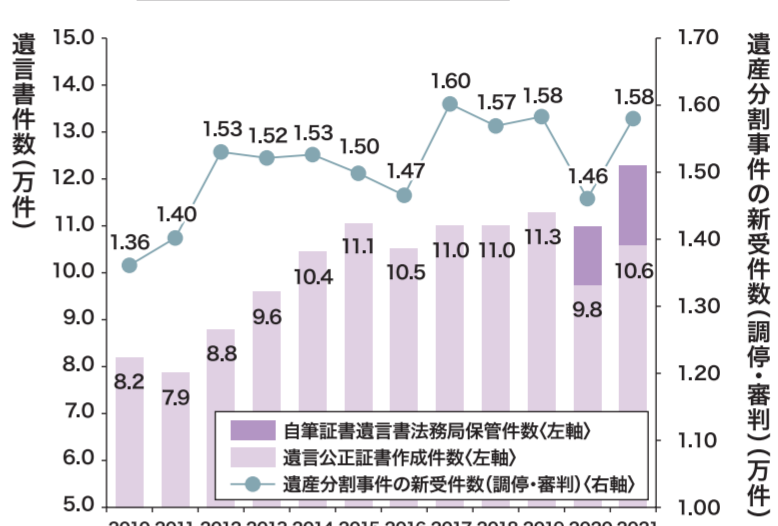
【西野】相続手続で、皆さんがご苦労されていることをお話しします。特に佐賀では仕事の都合で子ども達が東京など遠方に住んでいるケースが多いと思います。役所や銀行は平日しか開いていない

【大隈】次に、私もそうですが、いざ、親が亡くなったとすると「訃報を誰に連絡したらよいか」「どんな財産があるのか」「どの金融機関と取引があるのか」など、何もわからないと家族・子どもは、相当困ると思います。

【福田】金銭的負担の軽減ということであれば、確かに金融機関の商品を活用するのもいいですね。ただし、不動産や株式など財産が多岐にわたる家族の特定の者に財産の管理・処分を任せたい場合は家族信託（民事信託）に身上監護に対応したい場合は任意後見制度といった制度が有効です。

【大隈】冒頭に申し上げましたが、近年「争族・相続トラブル」は増えています。その主な要因は配分・承継の問題です。前回の対談記事（1月1日）に掲載で、兄弟間での相続配分でも父が亡くなった後、犬猿の仲となってしまう事例を紹介しましたが（図2）、最後にどうしたら「争族・相続トラブル」を回避できたか、解説してもらおうと思います。

図1 相続に関わるトラブル件数推移



出典：法務省「遺言書保管制度利用状況」、裁判所「司法統計年報（平成23年～令和3年）」、日本公正証書連合会「令和3年の遺言公正証書の作成件数について」

【西野】相続手続で、皆さんがご苦労されていることをお話しします。特に佐賀では仕事の都合で子ども達が東京など遠方に住んでいるケースが多いと思います。役所や銀行は平日しか開いていない

【中島】そうですね。最近では、終活で「エンディングノート」の作成が奨励されていますが、遺された家族・子どもが困らないためにもぜひ作っていただきたいですね。「エンディングノート」にある「訃報連絡先」に誰に連絡してほしい、「希望する葬儀・埋葬方法」に形見分け（誰にもらってほしい）、「財産目録」にどんな財産がある、「金融機関取引一覧」等を整理して記載してあると家族・子どもは助かると思います。「エンディングノート」は家族間で共有しておくことが重要です。現にお葬儀の時、この葬儀社に連絡していいのかわからないと悩む家族・子どもは多いようです。

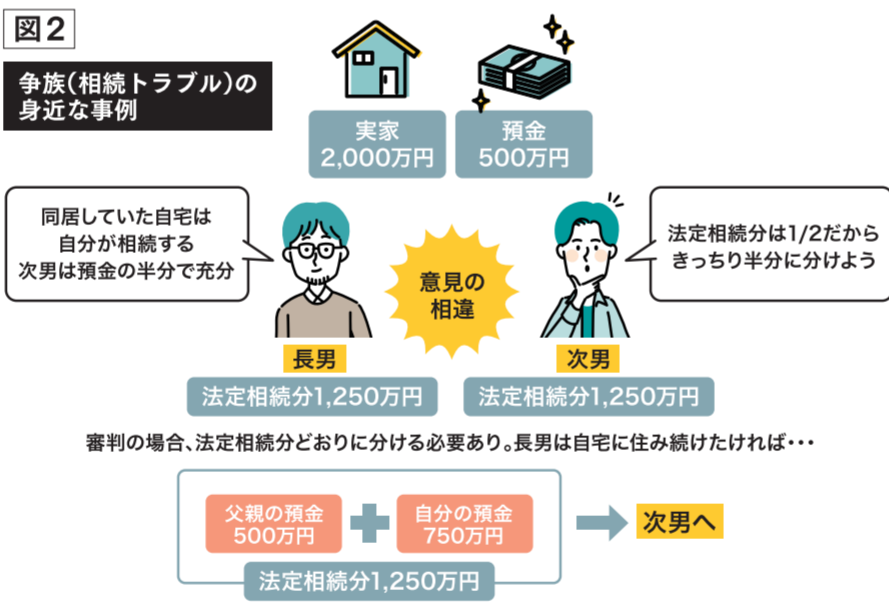
【大隈】次に、私もそうですが、いざ、親が亡くなったとすると「訃報を誰に連絡したらよいか」「どんな財産があるのか」「どの金融機関と取引があるのか」など、何もわからないと家族・子どもは、相当困ると思います。

【西野】簡単にコストを抑えるという点では、私も信託銀行でも、あらかじめ家族・子どもを手続代理人に指定することで、万が一、親が認知症になった場合でも手続代理人が医療費や介護費

【木下】生前、お元気なうちに生命保険で備えておくのも一つの方法ですね。本人のためというよりは家族に負担をかけるための保険です。お手頃な保険料で一生保障されるタイプのものもありません。一時金タイプのもの、年金タイプのものなど色々な保険があります。家族・子どもに迷惑をかけるためにも早め早めに対策をすることが重要です。早いと掛け金も安くなるので安心ですね。

【福田】金銭的負担の軽減ということであれば、確かに金融機関の商品を活用するのもいいですね。ただし、不動産や株式など財産が多岐にわたる家族の特定の者に財産の管理・処分を任せたい場合は家族信託（民事信託）に身上監護に対応したい場合は任意後見制度といった制度が有効です。

【大隈】冒頭に申し上げましたが、近年「争族・相続トラブル」は増えています。その主な要因は配分・承継の問題です。前回の対談記事（1月1日）に掲載で、兄弟間での相続配分でも父が亡くなった後、犬猿の仲となってしまう事例を紹介しましたが（図2）、最後にどうしたら「争族・相続トラブル」を回避できたか、解説してもらおうと思います。



【西野】父親は子ども達のために「遺言」を書いておくべきでした。遺言で「自宅は長男に、預貯金は長男、次男均等に」とあらかじめ遺産の分け方を決めておいてあげることが、兄弟間での話し合い（遺産分割協議）が不要となり、もめる余地がなくなります。不動産など分け難い財産がある場合は、特に遺言で指定してあげることが争う火種を作らずに済みます。

【大隈】この事例では長男が自宅を相続しましたが、佐賀は子ども達が東京など都心部へ移住し、空家になる要因の約6割が相続にあると言われています。空家の増加が現在社会問題にもなっていますよ。

【一瀬】誰も住む予定がなく自宅を法定相続どおりに相続、共有名義にするケースが増えています。共有名義にする、売却する際に共有者全員の意思確認が必要になり、一人でも売却に反対する人がいると売却できなくなります。また、共有者に相続が発生すると次の世代（孫世代）が相続、共有者が増え権利関係が複雑化、関係性は希薄になり全員の同意を得ることは不可能に近くなります。結果、いつまでも売却ができず空家のまま放置で、台風や地震等自然災害、火事になった際に近隣に迷惑がかかってしまいます。

【大隈】今回は認知症・高齢者を家族で乗り切るためのポイントのほんの一部にすぎません。佐賀新聞社では2024年2月25日に「家族で考える老後・相続への備えセミナー」と題してセミナーを開催します。ぜひ家族でご参加ください。

また、遺言では付言事項として財産の配分理由やメッセージを書き記すことができます。「自宅は同居し面倒を見てくれた長男に引き継ぐことにしました。金融資産は二人で仲良く分けてください。二人の子どもに恵まれ幸せな人生でした。これからも、兄弟二人仲良く暮らしてください。」こう最後に書き記すことにより、子ども達へ想いを伝えることができ、子ども達も親の想いを知ることが出来ます。遺言は家族・子どもへの最後のプレゼントです。

【西野】相続手続で、皆さんがご苦労されていることをお話しします。特に佐賀では仕事の都合で子ども達が東京など遠方に住んでいるケースが多いと思います。役所や銀行は平日しか開いていない

【福田】金銭的負担の軽減ということであれば、確かに金融機関の商品を活用するのもいいですね。ただし、不動産や株式など財産が多岐にわたる家族の特定の者に財産の管理・処分を任せたい場合は家族信託（民事信託）に身上監護に対応したい場合は任意後見制度といった制度が有効です。

【大隈】冒頭に申し上げましたが、近年「争族・相続トラブル」は増えています。その主な要因は配分・承継の問題です。前回の対談記事（1月1日）に掲載で、兄弟間での相続配分でも父が亡くなった後、犬猿の仲となってしまう事例を紹介しましたが（図2）、最後にどうしたら「争族・相続トラブル」を回避できたか、解説してもらおうと思います。



「争族」相続トラブルにならないための方法について話し合う（左から）一瀬勝重氏、木下光美氏、西野幸治氏、福田浩平氏、中島謙治氏、大隈知彦

家族で考える 老後・相続への備えセミナー

～認知症・高齢社会を家族で乗り切るポイントとは～

とき 令和6年 2月25日 日
受付 10:00～ 開演 10:30～

ところ ホテルマリタレー創世佐賀
佐賀市神野東2丁目5-15

第1部 家族で考える老後・相続への備えセミナー 10:35～11:30

講師 司法書士法人かけはし 代表司法書士 福田 浩平氏
大樹生命 佐賀支社 支社長 木下 光美氏
三井住友信託銀行 佐賀支店 財務コンサルタント 西野 幸治氏

第2部 5人の専門家によるQ&A 11:40～12:30

◎参加申込み方法

■インターネットからのお申込み

右記QRコードの専用フォームよりお申込みください

■郵送、ハガキ、ファクス

氏名、住所、年齢、電話番号をご記入の上、郵送、ハガキ、ファクスで、下記事務局までお申し込みください

■事前のお申込み 先着100名様 ■お申込み締切 令和6年2月16日（金）まで

受付後、事務局より聴講券を郵送させていただきます。

◎お申込みお問合せ

家族で考える 老後・相続への備えセミナー事務局

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神3丁目2-23 株式会社佐賀広告センター内

TEL 0952-28-3888 FAX 0952-28-3889

主催

佐賀新聞社

h.h.hテレビ

株サワホーム佐賀

共催

三井住友信託銀行

大樹生命

セリエンス

草苑